

ひとり親(母子・父子)家庭になったら

次のような制度がありますので、ご相談ください。
詳細は各担当窓口まで問合せをお願いします。

□ 1. 児童手当

内容：高校生年代まで（18歳到達後の最初の年度末まで）の児童を養育している方に、3歳未満月額15,000円（第3子以降30,000円）、3歳～18歳到達後の最初の年度末まで月額10,000円（第3子以降30,000円）を支給します。

（支給月は2月・4月・6月・8月・10月・12月）

対象：対象年齢児童のいる世帯（公務員以外…公務員の方は各職場に申請となります。）

※今まで父親（母親）が受給者になっていて、母子（父子）家庭になった場合は、新たに母親（父親）の申請が必要となります。

窓口：庄内町役場 子育て応援課 子育て支援係（TEL42-0171）

□ 2. 児童扶養手当

※県の制度（認定者・扶養義務者の所得制限があります）

内容：18歳までの児童を養育する母子世帯・父子世帯に、月額45,500円から10,740円（基本額）第2子以降の加算あり、所得により全部又は一部を支給します。

（支給月は5月・7月・9月・11月・1月・3月）

対象：ひとり親世帯（父子・母子）、その他父または母が一定の障害状態にあるとき。

窓口：庄内町役場 子育て応援課 子育て支援係（TEL42-0195）

□ 3. 保育所保育料の変更

内容：保育所入所中の児童がいる場合、年度の途中で保育料を変更します。

対象：保育所入所中の児童がいる世帯

窓口：庄内町役場 子育て応援課 子育て支援係（TEL42-0195）

□ 4. 母子及び父子並びに寡婦福祉資金

※県の制度（貸付条件があります）

内容：母子世帯・寡婦に対して、教育資金や生活資金・事業資金等を貸付します。

対象：母子世帯・父子世帯・寡婦（寡夫）

窓口：庄内町役場 子育て応援課 こども家庭支援係（TEL42-0897）

□ 5. ひとり親家庭等医療

※所得税の課税状況により制限あり

内容：18歳以下の児童が扶養されているひとり親世帯の医療費自己負担分（3割負担分）を免除します。

対象：ひとり親世帯

窓口：庄内町役場 税務町民課 国保係（TEL42-0153）

□ 6. 所得税・住民税の軽減

内容：その年の申告又は年末調整で控除が受けられます。

対象：ひとり親 ※一定の要件があります。

窓口：庄内町役場 税務町民課 住民税係（TEL42-0143）

□ 7. 就学援助制度

※認定基準あり

内容：小・中学校の給食費や学用品購入費用等の一部を支援します。

対象：生活保護世帯及び準要保護世帯

窓口：各学校の事務担当、または庄内町役場 教育委員会 学校教育係（TEL43-0156）